

平成23年(行ウ)第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

原告ら第9準備書面

平成26年6月30日

熊本地方裁判所民事第2部合議B係 御 中

原告ら訴訟代理人 弁護士 板 井 俊 介



同復代理人 弁護士 橋 本 和 隆



同復代理人 弁護士 野 方 洋 助



頭書事件につき、原告らは、以下のとおり、弁論を準備する。なお、略語等は従前の例による。

第1 「怠る事実」の主張に関する補足

原告らは、従前より、財務会計上の「怠る事実」として、御船町長である山本孝二が、行為①と行為②の各違法な財務会計上の行為をし、その後、平成23年1月31日に御船町が国に対して2億9279万3000円を返還したこと（行為③）によって生じた、御船町の山本孝二個人に対する損害賠償請求権行使することを「怠った事実」を主張している。

従前の準備書面においてはやや不明瞭であったので、以下、上記「怠る事実」について整理して主張する。

第2 御船町の山本孝二個人に対する損害賠償請求権行使の「怠る事実」に関する監査請求期間制限（地方自治法242条2項本文）の起算点について

1 監査請求期間（地方自治法242条2項本文）に関する最高裁判例の整理
そもそも、地方自治法242条1項にいう「怠る事実」については、従来、住民監査請求の期間制限（地方自治法242条2項本文）には服さないと解されてきた（最判昭和53年6月23日）。

しかし、「怠る事実」に関する主張のうち、当該財務会計上の行為が違法であることに基づいて当該地方公共団体に発生する実体法上の請求権の行使を怠っていること（いわゆる不真正怠る事実）を対象とする監査請求については、上記最判昭和53年6月23日の例外として、当該財務会計行為上の行為のあった日を起算点として、地方自治法242条2項の監査請求の期間の適用があるとされてきた（最判昭和62年2月20日）。

しかしながら、最判平成9年1月28日（甲7）では、いわゆる不真正怠る事実であっても、「右請求権が右財務会計上の行為のされた時点では発生しておらず、又は、これを行使することができない場合には、右実体法上の請求権が発生しこれを行使することができることとなった日」を住民監査請求の期間制限の基準とするとされている。なお、同事案は、首長の違法な財務会計行為（土地の転売行為）により実体法上、損害賠償請求権は発生していたが、その後、法的紛争を経たために現実的には権利行使ができない状況であったため、実体法上の権利の発生し、かつ、権利行使が可能になった時点を基準にしたものである。

したがって、いわゆる不真正怠る事実については、原則として、当該財務会計行為があった日又は終わった日が起算点となるが、例外的に、「（当該）請求権が財務会計上の行為のされた時点では発生しておらず、又は、これを行使することができない場合」には、その「実体法上の請求権が発生しこれ

「行使することができることとなった日」に起算点を求める事になる、というのが、最高裁判例の理解である。

2 本件における当てはめ

上記「第1」でも述べたとおり、本件における住民監査請求は、御船町が、各補助金の支出行為（行為①②）が違法であることに基づく山本町長に対する損害賠償請求権の行使を怠っていることを対象としており、いわゆる不真正犯の事実にあたる。

もっとも、第5準備書面6頁などで主張したように、本件では各補助金支出行為の時点では、法的な意味において御船町に何ら損害が生じていなかつた（東京高判昭和63年1月26日など参照）。そのため、その時点では御船町の損害賠償請求権という実体法上の請求権は発生しておらず、当然、これを行使することも不可能であった。そして、平成23年1月31日に、御船町が国に対して交付金相当額を返還してはじめて、御船町に同額の損害が発生し、御船町の山本町長個人に対する損害賠償請求権も行使しうることとなつたものである。

したがって、本件でも、御船町の山本孝二個人に対する損害賠償請求権は、財務会計上の行為（行為①②）のされた時点では、明らかに「（実体法上の請求権が）発生しておらず、又は、これを行使することができない場合」に該当する。

以上より、本件では、上記最判平成9年1月28日の判旨が妥当し、地方自治法242条2項本文の住民監査請求の期間は、実体法上の権利が発生し、かつ、これを行使することが可能となった時点である平成23年1月31日から起算される。

そして本件では、原告らの住民監査請求（甲5）は平成23年2月15日に行われており、上記監査請求期間をみたす。

第3 その他の訴訟要件についての補足

1 監査請求前置を充たすこと

なお、念のため、監査請求前置主義の見地から、本件「怠る事実」について、監査請求を経ているといえるか、について検討する。

原告らが行った平成23年2月15日付け監査請求は、御船町に対して、山本町長に対して本件事業により御船町に生じた損害についての損害賠償請求権行使することをも含めたものとして行っている。これは、本件「怠る事実」の対象となっている実体法上の権利そのものの行使を求めているものであるから、住民監査請求と住民訴訟との同一性が認められるのは明白であり、本件「怠る事実」について監査請求を行ったといえ、監査請求前置主義をみたす。

2 重複監査には当たらないこと

なお、平成23年2月15日付け監査請求と平成21年5月26日付けの監査請求の両者の間には、2億9279万3000円を御船町が国に返還するという損害の発生及び新たな事情の変更が生じていることから、同一の事情のもと監査請求を繰り返したわけではなく、最判昭和62年2月20日に反しないことも念のため述べておく。

3 出訴期間の遵守について

最後に、本件「怠る事実」について出訴期間を遵守しているといえるには、原告ら第6準備書面24頁以下に主張しているように、訴えの変更にあたらないこと、すなわち訴訟物の同一性が認められること、もしくは訴えの変更に該当する場合でも、最高裁判所は、「一般的に、変更前後の請求の間に訴訟物の同一性が認められるとき、または両者の間に存する関係から、変更後の新請求にかかる訴えを当初の訴えの提起の時に提起されたものと同視し、出訴期間の遵守において欠けることがないと介すべき特段の事情があるときには、新請求に係る訴えについても当初の訴えの提起の時に提起したものと

みなす」（最二小判昭和62年2月24日・甲第38号証）旨判示しており、かかる「特段の事情」が存することが必要となる。

そして、訴訟物の同一性については、訴訟物が、請求の主体（執行機関等）、請求の相手方（当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方）、請求の内容（損害賠償又は不当利得返還の請求）によって特定されることとなり、損害賠償請求権の同一性は違法行為及び損害の同一性により判断される。

これを本件についてみると、旧請求と新請求ともに、請求の主体は御船町であり、請求の相手方は山本孝二であり、請求の内容はともに損害賠償請求である。また、本件損害賠償請求における違法行為は、新旧両請求ともに、行為①及び行為②の違法な補助金支出行為であるし、損害も両請求ともに行行為③により御船町が、訴外会社に代わり国に返還した補助金292,793,000円であり同一である。

したがって、本件「怠る事実」の主張は、旧請求と同一の訴訟物であり、訴えの変更に当たらず、出訴期間は遵守されている。

仮に、訴えの変更にあたると解される場合であったとしても、以上の事実関係を踏まえれば、上記昭和62年最判のいう「特段の事情」が存するのは明らかであり、いずれにしても出訴期間を遵守している。

第4 結論

以上のように、原告らは、御船町長である山本孝二が違法な財務会計上の行為（行為①、行為②）をし、その結果、御船町が、訴外会社（御船竹資源）に代わり国に対して補助金約3億円を返還（行為③）したことにより生じた御船町の山本孝二個人に対する損害賠償請求権を被告が行使しないことが「怠る事実」に当たるとして、被告に対し、上記損害賠償請求権を行使することを求める旨の主張をしている。

この主張を前提として、上記損害賠償請求権における損害の発生時点（御

船町が交付金相当額を国に返還した平成23年1月31日）から地方自治法242条2項の監査期間が起算され、平成23年2月15日付けの監査請求は監査期間内に行われ、本件住民訴訟も出訴期間内に提訴されており、本件訴えは訴訟要件をみたし適法である。

以上